

医療法人笠原病院一般事業主行動計画

性別を問わず全ての職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年3月1日～令和10年2月29日までの3年間

2. 内容

下記4項目について、計画策定に際し、第1回目の目標とする。

目標1)

令和10年2月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上を目指す。

〈取組内容〉

- ・令和7年 3月～ 全員の年次有給休暇の取得状況を把握し、院内会議において状況を説明するとともに院内周知を行う。
 - ・令和8年 9月～ 各職場長に年次有給休暇の取得状況を伝え、目標を達成できるよう勤務調整を実施する。
- 以降、翌年度も同様のサイクルで目標達成を図っていく。

目標2)

令和10年2月までに所定外労働時間の削減、上限時間を30時間→20時間に削減するための業務改善及び増員・配置換を行う。

〈取組内容〉

- ・令和7年 3月～ 前回策定の行動計画により効果はあったものの完全には達成できていないため、引き続き適切な人員確保・配置を行っていく。
 - ・令和7年 6月～ 今年度の状況を途中経過としてまとめ分析、各職場長と人員計画を含め検討する。
 - ・令和7年10月 (運営計画) 事業計画へ反映させる(修正する)とともに、適切な人員確保・配置を行っていく。
- 以降、翌年度も同様のサイクルで目標達成を図っていく。

目標 3)

地域の学生（中学・高校・大学・専門学校生等）に対する職業体験・インターンシップの受入れを行う。

職員のお子さん（小学生）を対象として学校の長期休業期間（7、8月）に職場見学を行ってもらい両親の働いている姿を見てもらう。

〈取組内容〉

- ・令和7年 4月～ 職業体験の受入れは実施できているが、インターンシップの受入れができていない。

近隣の専門学校等への周知を行うとともに、受入れを行う。

- ・令和7年 6月～ 小学生の受け入れ態勢を整備する。

- ・令和7年 7月または8月

小学生の受入れを行う。

以降、翌年度も同様のサイクルで目標達成を図っていく。

目標 4)

産後パパ育休（出生時育児休業）の取得者を増やす。

〈取組内容〉

- ・令和7年 3月～ 制度を再度全職員に周知（掲示）するとともに、全体会議の場において現在の取得状況を共有する。

- ・令和7年 6月 現在説明に用いている用紙をアップデートし、より分かりやすいもので運用する。